



平成29年12月20日

「平成30年4月1日から障害者の法定雇用率引上げ」

～平成29年の「障害者雇用状況」集計結果～

民間企業	雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新 ：実雇用率1.97%、 法定雇用率達成企業の割合は50.0%
公的機関	雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。 国：実雇用率2.50%、 都道府県：実雇用率2.65%、 市町村：実雇用率2.44% 教育委員会：実雇用率2.22%
独立行政法人	雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。 ：実雇用率2.40%

～平成30年4月1日からの障害者の法定雇用率～

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% →	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% →	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% →	2.4%

★法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。

ただし、施行(H30)後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。

★また、対象となる事業主の範囲が、**従業員45.5人以上**に広がります。

平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。(国等の機関も0.1%引上げます。)

※具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

※2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。

★申告対象期間が平成30年4月から平成31年3月までの分から適用されます。

★障害者雇用納付金制度の概要

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることが目的に、**雇用率未達成企業**（常用労働者100人超）から納付金を徴収し、**雇用率達成企業**に対して調整金、報奨金を支給するとともに、障害者の雇用の促進等を図るための各種の助成金を支給します。

雇用率達成企業への調整金 1人当たり月額2万7千円(※1)

雇用率達成企業への報奨金 1人当たり月額2万1千円(※2)

障害者雇用納付金の徴収 不足1人当たり月額5万円(※1)

(常用労働者100人超の企業から徴収し、100人以下の中小企業からは徴収していない。)

(※1) 常用労働者100人超(常用労働者200人超300人以下の事業主は平成27年6月まで、
常用労働者100人超200人以下の事業主は平成27年4月から平成32年3月まで納付金が4万円に減額される)

(※2) 常用労働者100人以下で障害者を4%又は6人のいずれか多い数を超え雇用する事業主

各種の助成金

- 障害者作業施設設置等助成金（作業施設、作業設備等の整備を行う）
 - 第1種作業施設設置等助成金(設置・整備)
 - 第2種作業施設設置等助成金(賃借)
- 障害者福祉施設設置等助成金（福利厚生施設の整備を行う）
- 障害者介助等助成金（雇用管理のために必要な介助等の措置を行う）
- 重度障害者等通勤対策助成金（通勤を容易にするための措置を行う）
- 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金（障害者を多数継続雇用し施設等の整備等を行う）
があります。

助成金の問い合わせ先は、都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)